

第7回 市場戦略統合委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成22年 2月16日(火) 14:00～

場 所 先物協会 会議室

議 題 1. 平成22年度の当協会の取組課題について
2. その他

以 上

平成22年度事業計画(案)

「商品先物取引法」が施行される本年度においては、今後の金融商品との競合、商品先物取引業者における外国商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引への経営領域の拡大を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効ある法施行の実現と、新たな法制度の枠組みの中で本会会員の多様な経営選択を可能とする環境整備のための施策を推進する。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組

商品先物取引業に係る改正商品取引所法(商品先物取引法)の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、商品先物取引の振興に資するものとなるよう、前年度に引続き、新法に係る諸制度のあり方について検討・提言する。

[具体的取組事例]

- ① 勧誘規制に係る制度検討
 - ・初期の投資金額以上の損失の出ない商品設計と取引契約のあり方
 - ・不招請勧誘禁止の適用除外となる勧誘行為、等
- ② 商品先物取引業の拡大に伴う純資産額規制比率のあり方(海外・店頭商品先物取引業を行う場合の比率等)に係る検討
- ③ 外国商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引(CFD取引等)の受託等に係る制度整備
 - ・信頼性確保のための自主規制の先行的導入提言
 - ・分離保管等委託者資産保全措置のあり方の検討、等
- ④ 制度改正に伴う法定帳簿等の見直し

2. 商品先物取引業の発展に向けた取組

商品先物取引法の下で、本会会員である商品先物取引業者が多様な経営選択と円滑な事業展開を図ることが可能となるよう、新法に基づく制度の定着と円滑な運用に資する施策を検討し、関係機関にその実現を働きかける。

また、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進に資する施策に取り組む。

[具体的取組事例]

- ① マーケットメーカーの活用による取引活性化策の検討

- ② 「プロ」（特定委託者・特定当業者）の取引利便性
- ③ クリアリング制度の充実・機能強化策の検討
 - ・SPAN証拠金の円滑な導入・定着に係る協力・支援
 - ・証拠金に係る金利の取扱いと違約補てん財源の充実策
 - ・OTCクリアリングの引受け、等
- ④ 国内・海外・店頭取引に係る顧客資産の一体的管理のあり方
- ⑤ 新・商品先物取引業者の参入促進に向けた取組
 - ・隣接業界からの参入誘引戦略の検討
 - ・商品先物取引業と金融商品取引業との取引慣行、業務規制（法定帳簿等）の乖離極小化
 - ・トラブル多発業者の参入排除要請、等
- ⑥ 商品取引仲介業者（IB）の参入促進
 - ・保険業、投資顧問業、弁護士、会計士等多様な分野からの参入促進策の検討等
- ⑦ 政省令改正等法施行に係る会員周知（会員代表者懇談会、会員に対する説明会の開催）

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備

制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

[具体的取組事例]

- ① 商品先物取引業者としての純資産額規制比率のあり方に係る理論整備
海外商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引に係るリスク評価のあり方、純資産評価における固定資産の取扱い等
- ② 商品先物市場における投機の役割等に係る理論整備（価格の安定効果等について数値化して論証する等。）
- ③ 金融所得課税一体化に向けた、諸外国の投資家税制等に関する調査
- ④ 改正商品取引所法に係る逐条解説研究の委託

2. 商品先物取引に係る研究支援

学界における商品先物取引に係る研究の深化を促すため、取引所及び関係団体と連携して助成を行う。

Ⅲ. その他の事業

「協会ホームページ」及び「商品さきもの知識普及委員会ページ」を活用して、政府等社会の動き及び協会における各種取組みの成果物、会議資料等を掲載し、社会及び会員に対し、情報発信を行う。

以 上

平成 22 年度事業計画・収支予算策定の基本方針

（平成 22 年 1 月 18 日 理事会決定）

「商品先物取引法」が施行される平成 22 年度においては、今後の金融商品との競合を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効性のある法施行の実現に取り組むとともに、会員が新たな法制度の枠組みの中で多様な経営選択が可能となるよう環境整備を図る。

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組

商品先物取引業に係る改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、本会会員の円滑な事業展開に資するものとなるよう、政省令改正に協力し、新法に係る商品先物取引制度の整備に取り組む。

2. 商品先物取引業の発展に向けた取組

市場の流動性向上に資する施策を検討し、その実現を働きかけていくとともに、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進を図る。

3. 協会の事業体制見直しを踏まえた予算編成

昨年末に会員の賛同を得た協会の事業内容・運営規模の見直しの方向を踏まえ、商品先物取引制度の整備のための調査研究と建議要望を主体とした事業遂行に必要な予算編成とする。

以 上